

平成27年第2回定例会

上里町議会会議録

平成27年 5月 1日開会
平成27年 5月 1日閉会

上里町議会事務局

平成27年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

平成27年5月1日(金曜日)

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 (町長提出議案第34号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5 (町長提出議案第35号) 平成27年度上里町一般会計補正予算(第2号)について
日程第 6 (町長提出議案第36号) 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第 7 (町長提出議案第37号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第 8 (町長提出議案第38号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第 9 (町長提出議案第39号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第10 上里町議会議長辞職許可について
日程第11 (選挙第5号) 上里町議会議長選挙について
日程第12 上里町議会副議長辞職許可について
日程第13 (選挙第6号) 上里町議会副議長選挙について
日程第14 議会運営委員会委員の辞任許可について
日程第15 議会運営委員会委員の選任について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	岸智敏君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	須長正実君
健康保険課長	山下容二君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開会・開議

午前9時52分開会・開議

議長（植原育雄君） ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（植原育雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番新井 實議員、11番
沓澤幸子議員、12番高橋 仁議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（植原育雄君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（植原育雄君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局長朗読〕

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前9時54分 休憩

午前10時10分 再開

副議長（岩田智教君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

副議長（岩田智教君） ただ今、議長、植原育雄議員より、上里町議会議長の辞職願が提出さ
れました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩田智教君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

日程第10 上里町議会議長辞職許可について

副議長（岩田智教君） 日程第10、上里町議会議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、植原育雄議員の退席を求めます。

〔植原育雄議員退席〕

副議長（岩田智教君） まず、事務局をして辞職願を朗読させます。
事務局。

〔事務局長朗読〕

副議長（岩田智教君） お諮りいたします。

植原育雄議員の議長の辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

副議長（岩田智教君） 起立多数であります。

よって、植原育雄議員の議長の辞職は、許可されました。

副議長（岩田智教君） この際、植原育雄議員の退席を解きます。
議席へお戻り下さい。

〔植原育雄議員復席〕

副議長（岩田智教君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

副議長（岩田智教君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

副議長（岩田智教君） お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩田智教君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

日程第 11 上里町議会議員選挙について

副議長（岩田智教君） 日程第 11、選挙第 5 号 上里町議会議員選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

副議長（岩田智教君） ただ今の出席議員は、14 名であります。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番猪岡 壽議員、5 番齊藤 崇議員、7 番植井敏夫議員を指名いたします。

副議長（岩田智教君） 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

副議長（岩田智教君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（岩田智教君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（岩田智教君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

これより、投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いします。

〔職員の点呼により投票〕

副議長（岩田智教君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（岩田智教君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより、開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、猪岡 壽議員、齊藤 崇議員、植井敏夫議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

副議長（岩田智教君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたします。

その内、有効投票数 14 票、無効 0 票、

有効投票中、伊藤 裕議員 8 票、

高橋 仁議員 4 票、

植原育雄議員 1 票、

沓澤幸子議員 1 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。

よって、伊藤 裕議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

副議長（岩田智教君） ただ今、議長に当選されました、伊藤 裕議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知いたします。

議長に当選されました、伊藤 裕議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔13 番 伊藤 裕君登壇〕

13 番（伊藤 裕君） 改めまして伊藤でございます。この度は、議長という大役を皆様のご支持をいただきまして、身の引き締まる思いでございます。私も議長は、以前に 1 年やっております 2 年目になります。その意味でも一生懸命頑張って、議会の運営、また町の発展のために微力ながら努力していく所存でございます。ぜひ、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

副議長（岩田智教君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（伊藤 裕君） ただ今、副議長、岩田智教議員より、上里町議会副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

日程第 12 上里町議会副議長辞職許可について

議長（伊藤 裕君） 日程第 12、上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、岩田智教議員の退席を求めます。

〔岩田智教議員退席〕

議長（伊藤 裕君） まず、事務局をして辞職願を朗読させます。
事務局。

〔事務局長朗読〕

議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

岩田智教議員の副議長の辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、岩田智教議員の副議長の辞職は、許可されました。

議長（伊藤 裕君） この際、岩田智教議員の退席を解きます。

議席へお戻り下さい。

〔岩田智教議員復席〕

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時49分 再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

日程第13 上里町議会副議長選挙について

議長（伊藤 裕君） 日程第13、選挙第6号 上里町議会副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

議長（伊藤 裕君） ただ今の出席議員は、14名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番高橋正行議員、9番納谷克俊議員、10番新井 實議員を指名いたします。

議長（伊藤 裕君） 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

議長（伊藤 裕君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

異状は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。これより、投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の声により投票〕

議長（伊藤 裕君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより、開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、高橋正行議員、納谷克俊議員、新井 實議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

議長（伊藤 裕君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたします。

その内、有効投票数 14 票、無効 0 票、

有効投票中、齊藤 崇議員 11 票、

戸矢隆光議員 1 票、

納谷克俊議員 1 票、

沓澤幸子議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。よって、齊藤 崇議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

議長（伊藤 裕君） ただ今、副議長に当選されました、齊藤 崇議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知いたします。副議長に当選されました、齊藤 崇議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔5 番 齊藤 崇君登壇〕

5 番（齊藤 崇君） ただ今、皆様の御推挙により、副議長という大役でお世話になることになりました。議長を補佐し、町の発展のために誠心誠意頑張りたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力をお願いいたしまして簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

副議長（齊藤 崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

副議長（齊藤 崇君） ただ今、議会運営委員 伊藤 裕議員より、議会運営委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議会運営委員の辞任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員会委員の辞任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

日程第14 議会運営委員会委員の辞任について

副議長（齊藤 崇君） 日程第14、議会運営委員会委員の辞任についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、伊藤 裕議員の退席を求めます。

〔伊藤 裕議員退席〕

副議長（齊藤 崇君） 本日、伊藤 裕議員より、議長就任により、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） ご異議なしと認めます。

よって、伊藤 裕議員の議会運営委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

副議長（齊藤 崇君） この際、伊藤 裕議員の退席を解きます。

議席へお戻り下さい。

〔伊藤 裕議員復席〕

副議長（齊藤 崇君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の欠員に伴い、議会運営委員会委員の選任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員会委員の選任についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

日程第15 議会運営委員会委員の辞任について

議長（伊藤 裕君） 日程第15、議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任について、議会委員会条例第7条第2項の規定により、仲井静子議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に仲井静子議員を選任することに決定いたしました。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時45分 再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告事項

議長（伊藤 裕君） 報告いたします。議会運営委員会が開催され、委員長の改選がありましたので報告いたします。議会運営委員会委員長に高橋 仁議員。以上であります。

なお、副委員長の改選はありません。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後14時25分 再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 町長提出議案第34号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第4、町長提出議案第34号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第34号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご

提案申し上げました、議案第34号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことにより、平成 27 年度から平成 28 年度までの介護保険第 1 号被保険者保険料率の減額をするにあたり、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

はじめに、概要につきましてご説明申し上げます。

先般、第 3 条第 1 項につきましては、第 6 期介護保険事業計画の策定に伴い、第 1 号被保険者の介護保険料の見直しをしたところでございます。

この度、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定を受け、介護保険法の一部改正により、平成 27 年 4 月から公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、保険料軽減の対象者及び軽減幅を定めるものでございます。

それでは、改正条文の内容についてご説明を申し上げます。

介護保険の保険料率を規定しております、第 3 条第 1 項の次に新たな第 2 項を加えるものでございます。

介護保険法施行令が一部改正されたことにより、第 1 号被保険者のうち介護保険法施行令の第 38 条の規定に基づきまして、9 段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されておりますが、このうち介護保険料の所得段階が第 1 段階に該当する者につきましては、基準額に乗ずる割合を 0.5 から 0.05 を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合をすることとされました。当初 0.5 を乗じた 27,900 円としていましたが、0.45 を乗じた 25,100 円とするものでございます。

最後に、附則についてですが、第 1 項で施行期日を公布の日から施行するものと規定し、また、第 2 項では経過措置として、この減額賦課に係る改正規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の保険料については適用しないこととするものでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 11 番 沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤幸子君発言〕

1 1 番（沓澤幸子君） 11 番の沓澤です。私が聞き漏らしたのかもしれないのですが、ただ今の説明の中で 0.5 から 0.05 の範囲内で市町村が定めて良いということでしょうか。そこ

が1点確認したいです。今回、いわゆる3月議会で介護保険料が、全階層において値上げをしたわけでありましてけれども、第1階層においては、基準額のかける0.5を0.45に減額するという内容で負担が若干軽くなるということですが、第5期の資料が手元にないので、第5期と比べた場合にはどうなるのか、その差をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員のご質問にご説明させていただきます。先ほどの0.5を0.05減額いたしまして0.45の基準額ということで定めるものでございます。それと5期との比較ということでございますけれども、新しい第6期の第1段階につきましては、5期の第1段階と第2段階こちらが当てはまることとなっております。3月31日現在の人数でございますけれども、第6期の第1段階では1,025人となっております。以上です。

議長（伊藤 裕君） 11番 沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 人数の質問ではなくて、3月に改正する前の第5期の保険料の第1階層の保険料と今回第6期で値上げしたわけですが、また少し減額するというその第5期との減額した今回の提案の差額について知りたいのですが。

議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 第5期の第1段階につきましては、26,500円が年額でございます。今回減額いたしますと25,100円になります。差額が1,400円の減額という形でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番 沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 消費税が増税した場合には、低所得のところの保険料をかける何パーセントというところを下げていきたいと思いますという従来の提案がありましたけれども、今回、消費税が増税を先送りせざるをえない、住民の暮らしが大変ということで、先送りになったわけでありまして。けれども、生活が困窮していることには変わりがないわけでありまして、これは、今回の改正で私も新聞でちらっと、若干だけ減額せざるをえないとなったのかなと思っておりますけれども、この減額率は0.45が最高ということでしょうか。それで全額、国の負担という形になるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 平成 27 年度から 28 年度につきましては、第 1 段階は 0.45 でございます。平成 29 年 4 月から消費税が 10%になった場合につきましては、0.45 が 0.3 という形で軽減が強化される予定でございます。なお、第 2 段階につきましては、現行が 0.75 でございますけれども、消費税が 10%になった段階では 0.5 でございます。第 3 段階につきましては、同じく 0.75 でございますけれども、0.7 という形で軽減が強化される予定でございます。こちらにつきましては、公費負担割合につきましては、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 の負担割合でございます。以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第 34 号上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により、採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 町長提出議案第 35 号 平成 27 年度 上里町一般会計補正予算第 2 号について

議長（伊藤 裕君） 日程第 5、町長提出議案第 35 号 平成 27 年度上里町一般会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君）ご提案申し上げました、議案第 35 号 平成 27 年度上里町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。

平成 27 年度上里町一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによります。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,389 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82 億 6,241 万 6 千円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回の補正予算の内容としましては、介護保険法施行令の一部改正による介護保険料の軽減強

化に伴う、公費負担見込み額及び未熟児養育医療給付事業に該当する乳児の増加による不足額について補正するものでございます。

それでは、2 ページですが、第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

上の段が歳入、下の段が歳出になります。

はじめに歳入ですが、款 12、分担金及び負担金は 38 万円の増額補正で、未熟児養育医療費保護者負担金でございます。

款 14、国庫支出金は 763 万 3 千円の増額補正で、低所得者保険料軽減負担金と未熟児養育医療費補助金の増額となっております。

款 15、県支出金は 381 万 5 千円の増額補正で、低所得者保険料軽減負担金と未熟児養育医療費補助金の増額となっております。

款 19、繰越金は 1,206 万 9 千円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、現予算に対し、2,389 万 7 千円を追加し 82 億 6,241 万 6 千円とするものでございます。

次に、下の段の歳出ですが、歳入同様で介護保険料の軽減強化と未熟児養育医療給付事業に関係する補正となっております。

款 3、民生費は 289 万円の増額補正で、内容につきましては介護保険特別会計への繰出金の増額となっております。

款 4、衛生費は 2,100 万 7 千円の増額補正で、内容は支払手数料と未熟児養育医療費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し 2,389 万 7 千円を追加して 82 億 6,241 万 6 千円とするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の一覧でご説明させていただきます。

議長（伊藤 裕君） 次に担当課長より、詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 11 番 沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤 幸子君発言〕

11 番（沓澤幸子君） 健康保険課の未熟児養育医療給付事業ですが、スタートを切ったすぐの時点で、未熟児のお子さんが増えることが予想されることなんでしょうか。いわゆる、早産というのでしょうか、そういう傾向が多いのか、統計上ですよ。何人ほど、そういうお子さんを予定しているのか、お聞きしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の質問にご説明させていただきます。見込みというよりは、すでに2月から1月までの診療で1年間、2ヶ月遅れで請求がくるものでありまして2月については4月、3月の診療分については5月という形で来ます。人数についてですが、今回はその中で、既に把握しております該当者が7名、そして16ヶ月分が既に医療券として出しておりまして、支出が見込まれています。大きな額の理由については、心臓疾患の人がいらっしまして、大きな手術がございましてその部分、全体の約94%ぐらいを占めている状況でございます。以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第35号 平成27年度上里町一般会計補正予算第2号についての件を起立により、採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 町長提出議案第36号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算第1号について

議長（伊藤 裕君） 日程第6、町長提出議案第36号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算第1号についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） ご提案申し上げました、議案第 36 号 平成 27 年度上里町介護保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。

平成 27 年度上里町介護保険特別会計補正予算第 1 号についてですが、今回の補正予算総額に増減はございません。

なお、歳入予算の補正の金額、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算は、第 1 表歳入予算補正によるものでございます。

次に 2 ページですが、第 1 表歳入予算補正でございます。

款 1、介護保険料、項 1 介護保険料は 289 万円の減額補正で、介護保険法施行令の一部改正による第 1 号被保険者のうち第 1 段階に該当する者の介護保険料の軽減強化による減額となっております。

款 5、繰入金、項 1 一般会計繰入金は 289 万円の増額補正で、介護保険料軽減分を国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の割合で公費投入し、その負担分を一般会計から繰入れることによる増額となっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第 36 号 平成 27 年度上里町介護保険特別会計補正予算第 1 号についての件を起立により、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 町長提出議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第 7、町長提出議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて。ご提案申し上げました、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律に伴う上里町税条例等の一部を改正する条例について、平成 27 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、ご報告させていただき承認を求めます。

この度の改正は、消費税率 10%への引き上げ延期に伴う税制措置にあわせ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生にも取り組むため、平成 27 年 3 月 31 日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴う、上里町税条例の一部を改正する内容であります。

はじめに、第 1 条における上里町税条例の一部を改正する内容についてでございます。

第 31 条は、均等割の税率について規定したものでございますが、第 4 項を追加し、第 2 項の法人町民税均等割の税率適用区分である資本金の額について、資本金の他に資本準備金との合算額又は出資金の額とするものでございます。

第 48 条第 6 項は、法人の町民税の申告納付について規定したものでございますが、引用している法人税法の改正により、条文修正を行うものでございます。

第 50 条第 3 項は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續について規定したのですが、引用している法人税法の改正により、条文修正を行うものでございます。

第 57 条は、固定資産税の非課税の適用を受ける場合に必要事項を書いた申告書の提出について規定したのですが、地方税法の非課税の範囲に利用定員 6 人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産が追加されたため、条文を修正するものでございます。

第 59 条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について規定したのですが、非課税の範囲が地方税法に一つ追加されたため、条文を修正するものでございます。

第 71 条は、固定資産税の減免について規定したもので、文言を整理するために改正するものでございます。

第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び同条第 3 項は軽自動車税の減免について規定したのですが、減免の申請期限については各市町村の実情に応じて規定することとされたため、事務を精査した結果、納期限まで申請を受けられると判断し、納期限前 7 日を納期限に改正するものでございます。

第 112 条の 2 第 1 項は、特別土地保有税の減免について規定したのですが、文言を整理する

ために改正するものでございます。

附則第7条の3の2第1項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について規定したのですが、消費税の10%への引き上げが1年6ヶ月延期されたことに伴う住宅ローン控除の適用期限の延長を行うものでございます。

附則第9条及び附則第9条の2は、個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例について規定するもので、確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の地方自治体に申請することによって、そこから申告特例通知書が住所地の市町村に送られる場合に、確定申告をしなくても住民税が減額される内容のものでございます。

附則第10条の2第7項は、通称「わがまち特例」と呼ばれるもので、地方税の特例措置について国の基準を参酌しつつ市町村が独自に判断し、定めることができる仕組みですが、新たに7項を追加しました。その内容は、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税額を3分の2減額するものでございます。

附則第11条並びに附則第11条の2及び附則第12条及び附則第13条は、平成27年度が3年ごとの固定資産税の評価替えの年にあたるため、地方税法が改正されたことにより改正するものでございます。

附則第15条は、年度を平成27年度から平成29年度までに改正するものでございます。

附則第16条は、削除となっておりますが、ここに軽自動車税のグリーン化特例を追加するものでございます。内容は、税額を平成27年4月から平成28年3月までの間に新規登録された電気自動車等については、おおむね75%を軽減、燃費基準の達成具合によりそれぞれ、おおむね50%を軽減、25%を軽減するものでございます。

次に、第2条における上里町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の内容でございますが、昨年の6月定例議会において議決いただきました上里町税条例等の一部を改正する条例を改正する内容でございます。

第1条中の附則第16条を改正する部分については、この条例の施行期日が平成28年4月1日であったため、この度の地方税法の一部改正に伴う上里町税条例改正において、新条例の施行が平成27年4月1日であることから、整備をし直すものでございます。

その内容は、引用条文の修正と新規登録から13年を経過した軽自動車の税額をおおむね20%増額とする条項を追加する内容となっております。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1条並びに第4条は、原動機付き自転車及び二輪車の税率について、平成27年度より適用のところ、適用開始が1年間延期されたことによる措置でございます。

第6条は、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に追加され項数が増えたことに伴う措置でございます。その内容は、平成27年3月31日以前に新規登録された三輪以上の軽自動車

については、税率を引き上げずに従前のままとする内容と 13 年を経過した場合においては、平成 27 年 4 月 1 日以降の新規登録の車と同額に増額するという内容のものでございます。

次に附則の内容であります。第 1 条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成 27 年 4 月 1 日から施行としております。ただし、第 2 条の上里町税条例等の一部を改正する条例附則第 1 条及び第 3 号及び第 4 号並びに第 4 条の改正規定は、公布の日から施行としております。

第 2 条は、改正後における町民税の経過措置の内容を定めており、新条例における平成 27 年度以後の年度分と平成 26 年度課税分までの取扱いを規定したものでございます。

第 3 条は、改正後における固定資産税の経過措置の内容を定めており、第 1 項は、新条例における平成 27 年度以後の年度分と平成 26 年度課税分までの取扱いを規定したものでございます。第 2 項並びに第 3 項は、該当する固定資産について平成 28 年度以後の課税分の取扱いを規定したものでございます。

第 4 条は、改正後における軽自動車税に関する経過措置の内容を定めたものでございます。

以上で、専決処分いたしました上里町税条例等の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 14 番 植原育雄議員。

〔14 番 植原育雄君発言〕

14 番（植原育雄君） 2 点ほど、お聞きしたいんですけども。軽自動車税の減免の申請期限、今まで納期限の 7 日前までが納期限までに改正されるということでありましてけれども、他の税は、納期限の 7 日前までとなっているかと思いますが、今回その納期限までに改正する理由が、まず 1 点と、減免申請しておいて間違えて納税した場合、担税能力があると、たぶん還付は難しいのではないかなと思いますが、他の法律を使って、例えば国家賠償法か何かを使って還付をするとか、そういう方法をとらないと難しいのではないのでしょうか。そこら辺の心配はないのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

税務課長（須長正実君） 植原議員の質問に対しまして、ご説明申し上げます。

軽自動車税の減免申請の納期限につきましては、今回の平成 27 年の税制改正におきまして、市町村の事情によりまして早くできるところがあれば早くしますし、市町村の事務の事情がござ

いますので市町村で判断して下さいということとされました。その関係で軽自動車税につきましては、書類の審査あるいは現車確認、そういったものが容易にできますので、こちらにつきましては、納期限までに減免すれば間に合うということで改正いたしました。他の固定資産税、特別土地保有税につきましては、現地確認あるいは書類審査に時間を要するというので改正は、しないといたしたものでございます。2点目の減免申請を行った後の税金の納付につきましては、その辺の手續につきましては、上里町におきましても例が無いと思いますので、こちらにつきましては、今後詳しく調べて対応してまいりたいと考えております。

議長（伊藤 裕君） 14番 植原育雄議員

〔14番 植原育雄君発言〕

14番（植原育雄君） 軽自動車税は、審査が簡単であるという説明ですけれども、納期限までということ、納期限に減免申請があがった場合、それを審査して決裁を受けて、それから減免の決定をして通知を出すようになるかと思えます。そこら辺のところ、事務的に間に合うかどうかということですね、再度確認したいと思えますが、それから、今までに減免とか非課税について、納めてしまったという例は過去にあります。そういう時にその税金を返す方法がすごく難しくなると思うんですね。例えば、減免申請を出してそれを納めてしまうということは、税金を納める能力があると見なされると思うんですね。要するに担税能力があるという、そういった場合に、減免された場合納めてしまった場合、その税金を返す場合難しくなると思えます。そこら辺を十分気を付けてやっていただければということをお願いしたいと思えます。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長 正実君発言〕

税務課長（須長正実君） 植原議員のご質問に対しまして、ご説明申し上げます。

軽自動車税の減免の手續きについて、間に合うかという内容のことだと思いますけれども、時間ぎりぎりですか、5時15分際に来られてしまえば、正直言って、先ほど議員の言われた手續きを追って許可することは不可能と思われるけれども、通常考えてぎりぎりに来るということは、まず無いのかな。もし、仮にあった場合は、その場で待っていただいて時間を超えても許可をもらって減免をするということで対応してまいりたいと思えます。2点目の納めてしまった例ということですが、基本的にあるというふうにご指摘されたわけですが、納める能力がないから減免をするのだというふうにご考慮しておりますので、減免の申請をされた方につきましては、納付を待っていただくというようなことで対応することが、よろしいのではないかなと思えます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は、承認することに決定しました。

日程第 8 町長提出議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第 8、町長提出議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて、ご提案申し上げました、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律に伴う、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成 27 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、ご報告させていただき承認を求めるものでございます。

この度の改正は、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、平成 27 年 3 月 31 日付けで地方税法等の一部を改正する法律の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

第 2 条は、国民健康保険税の課税額を規定したものでございます。第 2 項で医療分課税額に係る課税限度額を 51 万円から 52 万円に引き上げる内容のものであり、第 3 項で後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 16 万円から 17 万円に引き上げる内容のものでございます。第 4 項で介護納付金課税額に係る課税限度額を 14 万円から 16 万円に引き上げる内容のものであります。

第 20 条は、国民健康保険税の減額を規定したものでございますが、第 2 条で課税限度額を引き上げたことによって、同条本文で医療分課税額について減額して得た額が 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額について減額して得た額が 16 万円から 17 万円に、介護納付金課税額について、14 万円から 16 万円にそれぞれ、引き上げられます。

また、第 2 号で国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所

得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を 24 万 5 千円から 26 万円に引き上げる内容のものでございます。

第 3 号で、同じく国民健康保険税の軽減措置について、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を 45 万円から 47 万円に引き上げる内容のもので、地方税法の改正に伴う内容でございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第 1 条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成 27 年 4 月 1 日から施行としております。

第 2 条は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を平成 27 年度以後の国民健康保険税から、適用するものでございます。

第 3 条は、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、同条例附則第 1 条の施行期日にただし書きを加え、施行期日を早めるものでございます。

以上で、専決処分いたしました上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 11 番 沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤幸子君発言〕

1 1 番（沓澤幸子君） 2 点質問させていただきます。先ほど全協でお尋ねしたんですけれども、例が示せるようでしたら 1 点お願いしたいと思います。それから、軽減判定所得のところでも 5 割軽減の対象者が一人当たり 1.5 万円、2 割のほうが 2 万円アップすることによって、対象枠が何世帯、何人増えるのか、わかっただけでお願いします。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

税務課長（須長正実君） 沓澤議員の質問に対して、ご説明申し上げます。

先ほどの所得の関係ですけれども、夫・妻・子ども 2 人の世帯の場合ですけれども、所得が 748 万円を超えると医療分を超えはじめます。1,038 万円を超えますと医療分から後期分、介護分ですか、全部の限度額を超えるというふうになっておりました。

2 点目の軽減判定の関係ですけれども、昨年度の課税状況ですと 5 割軽減を受けている世帯が 731 世帯、2 割軽減を受けている世帯が 368 世帯となっております。こちらにつきましては、今年度申告を受けて税額を今、確定しているところでございますので、こちらの数字で比較した

ほうがよろしいかと思しますので、こちらについては、昨年度の状況で何世帯増えるかということについては、試算してございません。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11 番 沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤幸子君発言〕

11 番（沓澤幸子君） 夫と妻、子ども2人ということで一例を示していただいたわけでありますがけれども、そういうふうにした場合に上里町では最高限度額に達する加入者は、何世帯、何人おられるのでしょうか。平成26年で出ているのであれば、それで構いませんので。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

税務課長（須長正実君） 昨年度の数字でご説明申し上げますと、全限度額を超える世帯は、63世帯ございます。これが、81万円から85万円に上がった場合につきましては、61世帯になりますので、2世帯減という結果になっております。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ほかに、質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 11 番 沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤幸子君発言〕

11 番（沓澤幸子君） 町長提出議案第38号 専決処分の承認を求めることについて、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例でありますけれども、ただ今、質疑の中で夫と妻、子ども2人で748万円の所得で最高に達するというところであります。子ども2人を育てている家庭というのは、教育費も大変かかりますし家のローン等を抱えていた場合に、この最高額に達していくということでありまして医療だけで1割近く、138万円の所得で全部が該当するというところでありますけれども、大変負担率が高いかなと思います。それで所得が多い方であれば、やむを得ないと思ったりしますけれども、2人の子どもを育てて教育費もかかる中で、上里町においては63世帯になりますよということですが、超える額が高いのであれば、ぜひ、そうして下さいよと言えるところでありまして、そうでないかなと思いますので、これには賛成しかねるということで反対をしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第38号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたし

ます。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立多数であります。

よって、本件は、承認することに決定しました。

日程第9 町長提出議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第39号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて、国民健康保険法の一部を改正する法律について、関係法令の整備がされ、平成27年4月1日から施行されることに伴い、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただきたく承認を求めるものでございます。

この度の改正は、本条例で引用している国民健康保険法第72条の4が第72条の5に繰り下げられることに伴い、条例の整理を行うものでございます。

参照条文となる72条の5でございますが、町が行う特定健康診査等の根拠となる規定が定められております。

以上をもちまして、専決処分いたしました上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第39号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたし

ます。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は、承認することに決定しました。

閉 会

議長（伊藤 裕君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成 27 年第 2 回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 4 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議会議長 植 原 育 雄

副 議 長 岩 田 智 教

議会議長 伊 藤 裕

副 議 長 齊 藤 崇

議会議員 新 井 實

議会議員 沓 澤 幸 子

議会議員 高 橋 仁